

多目的活性化センター「交流プラザ」管理人 を募集しています。

急募

- 勤務場所 多目的活性化センター「交流プラザ」：滝上町元町（地図裏面）
- 勤務内容 施設管理・清掃・受付業務
・午前中は3名体制で浴場の清掃を行い、午後から2名体制で浴場の受付や施設内全体の日常清掃業務を行います。
- 職種 多目的活性化センター「交流プラザ」管理人【長期】
- 採用予定人数 2名
- 採用期間 採用の日 ～ 平成29年9月30日（H30.3.31まで更新可）
半年単位での雇用となりますが、勤務状況により満65歳まで継続雇用可

6. 勤務条件 **日額：7,280円**（年収換算：約230万円）

勤務時間：① 8：30～17：30（休憩時間 1時間）
② 13：00～22：00（休憩時間 1時間）
③ 8：30～12：00及び17：30～22：00
※開館日に①～③をローテーションで勤務します。
※勤務時間等について希望がある場合はご相談ください。

各種手当	燃料手当：11月～3月までの5か月間、世帯区分により支給（最大15,000円/月）
	通勤手当：自宅から職場まで2kmを超える場合距離区分により支給（最大1,100円/日）
	期末手当：6月と12月に世帯区分等により支給（最大：6月136,136円・12月240,240円）
	※その他：社会保険・雇用保険・公務災害補償・有給休暇有

7. 応募資格 60歳未満で地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

※地方公務員法第16条の欠格条項

- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第六十条から六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 応募書類 履歴書（市販のもの）・運転免許証（写）
- 受付期間 採用者決定まで
- 応募先 滝上町役場 住民生活課 住民活動環境係
- 問い合わせ先 滝上町住民生活課 住民活動環境係 0158-29-2111（内230）まで

位置図

